



市政記者 各位

令和7年10月3日

水戸市長 高 橋 靖

職員の懲戒処分について（公表）

このことについて、地方公務員法第29条第1項の規定により、下記のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

○事案1

1 被処分職員

- (1) 所 属 市民協働部防災・危機管理課
- (2) 補職名 主事
- (3) 年 齢 27歳

2 処 分 日 令和7年10月3日

3 処 分 内 容 停職8月（給与の支給停止）

4 処 分 理 由

被処分職員は、令和7年6月20日の午後9時頃から午後11時20分頃まで市内の飲食店で友人と飲酒し、翌21日午前3時頃に自家用車を運転して自宅に向かう途中、茨城県警から事情聴取及び呼気検査を受け、0.39mg/lのアルコールが検出されたことから、酒気帯び運転により検挙されたものです。

本件は、公務員として許されざる行為であり、過去の処分例、裁判例、国の懲戒処分の指針等を総合的に勘案し、「停職8月」の懲戒処分を行ったものです。

5 根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号

6 市長コメント

このたび、本市職員が酒気帯び運転で検挙されましたことは誠に遺憾であり、市民の皆様のご信頼を大きく損ねましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

飲酒運転の根絶に向けて、改めて全職員に厳正に指導し、再発防止と市民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

7 問 合 せ 先

総務部人事課 課長 成田 幸人 TEL029-232-9120

○事案2

1 被処分職員

- (1) 所 属 生活環境部環境保全課
- (2) 補職名 主幹
- (3) 年 齢 44歳

2 処 分 日 令和7年10月3日

3 処 分 内 容 戒告

4 処 分 理 由

被処分職員は、令和7年5月9日に業務中の電話対応をきっかけに同僚と口論に発展した際、上司を含めた話し合いの場において、相手の職員に対して長時間にわたり、繰り返し脅迫的な発言などを行い、職場に混乱を招く事態となりました。

本件は、相手の職員に対して精神的な苦痛を与え、個人の人権を侵害するハラスメントに該当し、併せて職場の秩序を乱すものであるため、国の懲戒処分の指針、他自治体の事例等を総合的に勘案し、「戒告」の懲戒処分を行ったものです。

5 根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

6 市長コメント

このたび、本市職員がハラスメントを行い職場の秩序を乱したことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

職場におけるあらゆるハラスメントの根絶に向けて、研修の充実や相談窓口の周知徹底を図るなど、再発防止と市民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

7 問 合 せ 先

総務部人事課 課長 成田 幸人 TEL029-232-9120